

平成23年度事業計画

平成23年3月

財団法人医療情報システム開発センター

平成23年度事業計画

目次

I. 基本方針

II. 国からの受託事業

III. 国以外からの受託事業

IV. 自主事業

I. 基本方針

I Tは医療に大きな影響をもたらしてきた。医療用画像撮影はI Tを応用して様々なプレゼンテーションを可能にし、遠隔画像診断は通信技術により現実のものになっている。医事会計システムは早くから導入されてきており、オーダリングシステムも普及を見せている。レセプト電算処理システムも、一気に普及して、すでに調剤では件数の99.9%に達し、医科でも病院は99.6%、診療所が90.5%となっている（平成22年12月末現在）。今後は、電子カルテシステムの導入・更新が地域医療連携の場面でも意識され、データ交換を容易にすることによって、個人が病歴、健診歴を管理するということが可能になってきている。

政府としてもI T戦略の重点分野として医療をかかげてきた。平成22年に定められた「新たな情報通信技術戦略」や「新成長戦略」において、医療は重点分野の一つとされ、情報通信技術への期待が述べられている。

このような状況の中で、当財団はこれまで電子カルテを中心とした標準化に係わる事業と、個人情報保護に関するプライバシーマークの認定やヘルスケア公開鍵基盤などのセキュリティ関連の事業を続けてきた。

今年度は新たに医療情報システム監査人試験を開始し、これまで外部監査の視点から推進してきたセキュリティ関連事業に加えて、内部監査人を育成することにより、医療情報システムの安全管理に資することを目指す。

国の補助事業、委託事業を直接受けることはますます難しくなっているが、案件を選んで積極的に受注努力を行うとともに、その他の公的団体、企業等からの受託事業も拡大する。

職員数が減ってきている中で、経営改善の一環として事務所移転を計画し、経費節減を図る。

定年を迎える職員が増えてくるので、将来を見越した人材確保、育成に取り組まねばならない。

公益法人改革関係では、非営利一般財団法人に移行するための認可を待っているところである。

Ⅱ. 国からの受託事業

厚生労働省からの受託事業

1. 高度医療情報普及推進事業

標準マスター維持管理事業

病名、手術・処置、臨床検査、医薬品、医療機器データベース、看護実践用語、症状・所見、歯科分野、画像検査の9つのマスターについて、引き続き定期的な維持管理を行う。

2. 障害程度区分管理事業

市町村では平成18年4月より、障害者自立支援法に基づいた障害程度区分判定等の業務を行っている。本判定業務は、平成17年度に開発し、市町村に配付した障害程度区分判定等ソフトを利用して行っている。ここでは、市町村からの本ソフトの利用方法に関する問い合わせ対応等を含めたシステム運用のサポートを行う。

また、市町村から障害程度区分判定業務の実施状況を報告するためのソフトを開発し、市町村に配付する。さらに、これら報告データの集計分析を行う。

Ⅲ. 国以外からの受託事業

1. 病院CIO支援事業

平成 22 年度に引き続き、当財団が蓄積してきたノウハウ等を活用して、医療機関が実施する医療情報システムの構築等に関して専門的・中立的な立場から助言や調査・提案などを行う。

2. 地域医療連携ネットワーク等事業

周産期医療における産婦人科医や助産師、妊婦、自治体等を IT で支援するための周産期電子カルテ、妊婦や子育て時の親、自治体等を IT で支援するための Web 母子手帳など、地域の保健・医療・福祉を IT 活用で支援するための事業を実施する。

3. クリティカルパス・ライブラリーの運用管理

日本医療マネジメント学会より受託する本事業は、医療機関から登録申請のあった、クリティカルパスを「クリティカルパス・ライブラリー」として、当財団のホームページ上に公開し、他の医療機関や患者（国民）も閲覧できるようにしているものであるが、平成 22 年度に引き続き、「クリティカルパス・ライブラリー」の運用管理を行う。

4. 一般社団法人医療情報安全管理監査人協会からの事務受託

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会から、医療情報システム監査人等の認定にかかる事務手続きを受託する。

IV. 自主事業

1. 電子認証用証明書事業

製薬企業に対して、個別症例安全性報告を電子的に送信する際に使用する電子証明書の発行を引き続き行うとともに、厚生労働省が平成 17 年度に発表した保健医療分野 PKI（公開鍵基盤）認証局証明書ポリシーに準拠する認証局を運営し、医療関係資格保有者向け等の電子証明書を発行する。

2. 標準マスター等提供事業

(1) 標準マスターの提供事業

高度医療情報普及推進事業で維持管理している 9 つの標準マスターを財団のホームページ上に公開し、ダウンロード方式や電子媒体、印刷物で提供する。また、標準マスターをベースに個々の利用者の要望に応じたデータベースや資料などの提供も行う。

(2) 普及説明会等開催事業

マスターの普及を図るために、医療機関やシステムベンダーなどのマスター利用者に対し説明会を開催する。また、マスターの内容の充実を図るために、医薬品や医療機器メーカーなどに対してデータの登録促進セミナーなどを開催する。

3. Medical IT Link 事業

医療 IT に関する情報が入手できるポータルサイト Medical IT Link を公開し、掲載情報の充実を図るとともに、広く利用されるよう広報を実施する。

4. 医薬品情報提供事業

医薬品添付文書の新規作成・改定に対応してデータベースを更新し、引き続き、利用者に提供していくとともに、安全性情報の提供及び標準医薬品マスターとの対応づけなどを行いサービス内容の向上を図る。

5. SaaS 型 ME 機器管理システム提供事業

医療機関における ME 機器管理の効率化などを目的に本財団にサーバーを設置してインターネットを介して ME 機器の管理を行うシステムの提供を行う。

6. 疾患別看護セット提供事業

看護業務における看護記録業務の効率化、軽減化を図るため、疾患別に観察、介

入をセットにしたプログラムを提供する。

7. 医療情報安全管理関連事業

(1) 普及促進事業

プライバシーマーク及び医療の電子化の普及を目的として、以下の書籍を販売する。

- ・ 保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針（第3版）
- ・ 医療情報の安全管理のための参考資料集

(2) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与認定審査事業

病院、診療所、薬局、検査センター、介護福祉施設などの保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与認定審査を申請に応じて実施する。平成23年度は156施設（新規24、更新132）に対して実施する。

(3) 教育事業

保健医療福祉分野の個人情報保護、及び医療情報システムの安全管理に関する教育コースを医療機関などを対象として定期的を開催する。平成23年度は「管理者(MCPO)養成コース(2日)」、「上級管理者(AMCPO)養成コース(1日)」、及び「医療情報システム安全管理者・養成コース(2日)」の3コースを開講する。

(4) 医療情報システム安全管理評価制度審査事業(PREMISs)

本制度は、医療機関等が導入している医療情報システムの安全管理状況を第三者が評価する制度である。評価基準には、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を用いる。本制度により、電子カルテ等の医療情報システムの安全管理状況が客観的に評価されることから、医療機関等の安心につながり、電子カルテシステム等の普及に寄与することが期待される。

平成23年度は、約12件の申請を予想している。

(5) 医療情報システム監査人試験事業

本制度は、医療機関等やベンダーにおいて情報システムの監査を実施できる人材を養成し、一定水準に達した者には資格を付与することにより、ガイドラインに則った医療情報システムの安全管理を広く普及させることを目的とするものである。平成23年度は、2回の試験を実施し、約1,000人の受験者を予想している。なお、試験合格者の認定や知識・監査スキルの維持向上等を目的として、MEDIS-DCとは別法人の一般社団法人医療情報安全管理監査人協会（新設）を設立し、試験合格者のサポートに当たることとしている。

8. 賛助会員事業

会員専用のニュースレターの送信及び情報提供を行う。セミナー等への優先参加など会員支援業務を行う。

9. 財団の広報事業

(1)ホームページによる情報の発信、パンフレットの配布や成果報告書の頒布を行う。

(2)関係機関が主催する行事への出展及び後援等の協力を行う。